

県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課） 1
- 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2

公 告

- 砂利採取業務主任者試験の実施（産業政策課） 2

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 3
- 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則 3

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 4

告 示

沖縄県告示第459号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成27年 9月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
知花竜	読谷村字波平	読谷村字儀間字須古原377番 1 ほか 1 筆
有限会社球美開発	久米島町字儀間	久米島町字具志川山田588番 3 ほか 2 筆

2 認可年月日 平成27年 8月21日

沖縄県告示第460号

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成27年 9月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の 限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖縄北部	水源かん養保安林	224.02

	土砂流出防備保安林	8.38
沖縄中南部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八重山	水源かん養保安林	583.24
伊是名村	干害防備保安林	1.10
久米島町	干害防備保安林	1.16
座間味村	干害防備保安林	6.48
恩納村	干害防備保安林	9.54
渡嘉敷村	干害防備保安林	2.50
宮古島市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.72

沖縄県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成27年9月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 具志川環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	沖縄市字登川1173番から 沖縄市字登川1097番1まで	15.9m ~ 48.9m	95.1m
新	沖縄市字登川1173番から 沖縄市字登川1097番1まで	19.2m ~ 39.7m	95.1m

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成27年11月13日（金曜日）午前10時から午前12時まで
 - (2) 場所
 - ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室
 - イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古事務所内会議室
 - ウ 石垣市字真栄里438番地1 沖縄県八重山事務所内会議室
- 2 受験手続 受験願書を平成27年10月1日（木曜日）から同月23日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、簡易書

留郵便によるものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。

- 3 受験願書配布場所 沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地1）
- 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年9月1日

沖縄県教育委員会
委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第11号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第29号）の施行期日は、平成27年10月1日とする。

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月1日

沖縄県教育委員会
委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第12号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

（沖縄県立高等学校管理規則の一部改正）

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

沖縄県立球陽高等学校	沖縄県立球陽中学校
沖縄県立開邦高等学校	沖縄県立開邦中学校

（沖縄県立中学校管理規則の一部改正）

第2条 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

沖縄県立球陽中学校	沖縄市南桃原一丁目10番1号	40人	3年	県全域
沖縄県立開邦中学校	南風原町字新川646番地	40人	3年	県全域

第6条の表に次のように加える。

沖縄県立球陽中学校	沖縄県立球陽高等学校
沖縄県立開邦中学校	沖縄県立開邦高等学校

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示27第4号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年9月1日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、毎年7月1日から同年10月31日までの間、ソデイカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

（操業の承認）

第3 ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、毎年10月15日までに、ソデイカはえ縄漁業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認の対象者）

第4 第3の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請する年の前年に委員会の承認を受けた者で、申請する年の前年の漁期（11月1日からその翌年の6月30日までをいう。以下同じ。）の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により申請する年の前年の漁期の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、申請する年の前年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、特に必要と認められる者

（操業を承認しない場合）

第5 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上の漁船について申請した場合
- (4) 廃業届を提出した者から申請があった場合

（ソデイカはえ縄漁業の制限）

第6 ソデイカはえ縄漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。
- (2) 操業で使用する擬餌針の数は、1漁船につき350針以内とする。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第7 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以遠の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

(承認証の漁船への備付け義務)

第8 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業を操業する場合は、委員会が交付した承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第9 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章(第2号様式)を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(承認の承継)

第10 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

(1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者(承認を受けた者の親族に限る。)が承継する場合

(2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合

(承認内容の変更)

第11 承認を受けた者が承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書(第3号様式)を委員会に提出し、承認を得なければならない。

(承認証の再交付)

第12 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

第13 委員会は、第3又は第11の規定によりソデイカの採捕の承認をしたとき、又は第12の規定により申請があったときは、その申請者にソデイカはえ縄漁業操業承認証(第5号様式)を交付する。

(廃業届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届(第6号様式)にソデイカはえ縄漁業操業承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(操業実績の報告義務)

第15 承認を受けた者は、毎年漁期毎にソデイカはえ縄漁業操業報告書(第7号様式)を同年8月末日までに、委員会へ提出しなければならない。

(制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第16 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は第3の承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、ソデイカはえ縄漁業操業承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、平成27年10月1日から平成29年9月30日までとする。

第1号様式(第3関係)

ソデイカはえ縄漁業承認申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

印

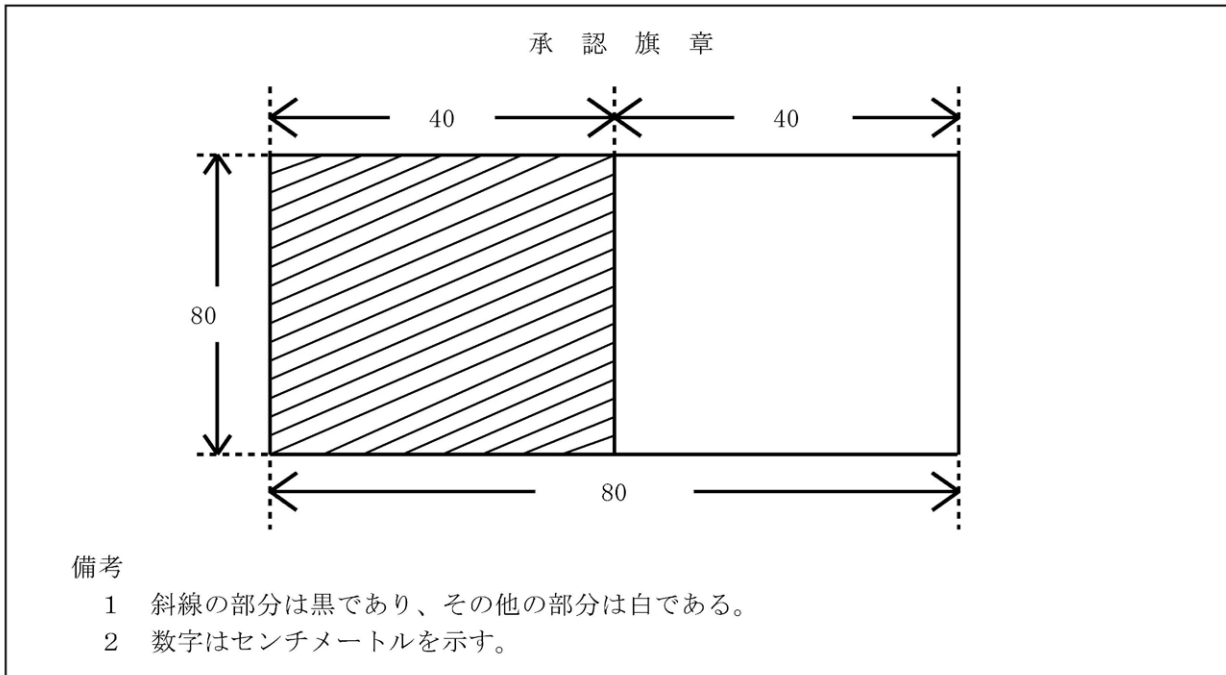
沖縄海区漁業調整委員会指示27第4号に基づき、下記のとおりソデイカはえ縄漁業の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 操業区域
- 2 漁具(擬餌針数)
- 3 使用する漁船
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号 ON -
 - (3) 総トン数

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式 (第9関係)



第3号様式 (第11関係)

ソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 変更しようとする事項

項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする時期 平成 年 月 日
- 5 変更しようとする理由

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第4号様式 (第12関係)

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

ソデイカはえ縄漁業操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。

なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約

します。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 亡失（毀損）の理由

第5号様式（第13関係）

承認番号 沖調S 第 号

ソデイカはえ縄漁業操業承認証

住所
氏名

- 1 操業区域
- 2 操業期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 漁船
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
- 4 承認の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 制限又は条件

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会 長

印

第6号様式（第14関係）

ソデイカはえ縄漁業廃業届

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

印

下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届け出ます。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 廃業の理由

第7号様式（第15関係）

ソデイカはえ縄漁業操業報告書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

印

平成 年ー 年ソデイカ漁期（平成 年 月～平成 年 月）におけるソデイカはえ縄漁業の操業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 承認番号：沖調S 第 号
- 漁船名：
- 乗組員数： 名
- 操業状況：

水揚月	漁獲数量 (kg)	備 考
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		

注 第7号様式の別紙を添付すること。

第7号様式の別紙

●漁船名：

操業月日	漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経)	擬餌針数 (本)	漁獲数量 (尾数)	漁獲数量 (kg)
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量 (尾数及びkg)」については、漁獲が無かった場合にも記入して下さい。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--